

いじめに係る対応の手引き

羽生市立新郷第一小学校

いじめの疑いに関する情報

- 第22条 いじめの疑いのある情報収集及び記録、共有
- いじめの事実確認を行い、設置者へ報告

重大事態の発生

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童が自殺を企図した場合等)
- ②「相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ③「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

学校が調査主体となった場合

学校の設置者の指導の下、以下のような対応にあたる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。

④ 調査結果を学校の設置者に報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

学校の設置者が調査主体となった場合

○ 設置者の指示の下、資料の提出など調査に協力する。